au でんき
オール電化プラン
供給条件
（関西電力エリア）

au エネルギー＆ライフ株式会社

料金その他の供給条件の内容

1　適　　用

この au でんきオール電化プラン（関西）供給条件（以下「供給条件」といいます。）は，au でんき需給約款（以下，「au でんき約款」といいます。）の適用を受け，一般送配電事業者（滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して，低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して適用いたします。

2　季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏　　季

毎年７月１日から９月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月１日から翌年の６月 30 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ デイタイム

毎日午前 10 時から午後５時までの時間をいいます。ただし，別表３（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ リビングタイム

別表３（休日等）に定める日以外の毎日午前７時から午前 10 時までおよび午後５時から午後 11 時までの時間ならびに別表３（休日等）に定める日の午前７時から午後 11 時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

毎日午前０時から午前７時までおよび午後 11 時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

3　契約種別

この供給条件の契約種別は，オール電化（関西）,オール電化（関西）電化５およびオール電化（関西）電化１０といたします。

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され，当該一般送配電事業者等が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，総容量（入力）が原則として１キロボルトアンペア以上の別表２（電気給湯設備等ににかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「電気給湯設備等」といいます。）を使用するお客さまで，契約容量が１キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

なお，オール電化（関西）電化５およびオール電化（関西）電化１０については，契約切替前のご契約内容が，別表４（ポイント還元）で指定するお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により，標準周波数は 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約主開閉器もしくは負荷の実情等に応じ，お客さまと当社との協議によって定めます。なお，他の小売電気事業者から契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。ただし,かかる場合であっても,当社または当該一般送配電事業者等が認める場合には,お客さまの申出によって契約電力を定めるものといたします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，au でんき約款別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 5 （燃料値調整）（1）二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（au でんき約款別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき最初の10キロワットまで	2,190.36円（2,409.40円）
上記をこえる1キロワットにつき	379.03円（416.94円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) デイタイム

		税抜額（税込額）
夏季料金	1キロワット時につき	26.24円（28.87円）
その他季料金	1キロワット時につき	23.85円（26.24円）

(ﾛ) リビングタイム

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	20.72円（22.80円）

(ﾊ) ナイトタイム

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	13.97円（15.37円）

4　使用電力量の算定

(1)　使用電力量は，当該一般送配電事業者等の託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

(2)　料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は，時間帯別に，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし，その端数は，小数点以下第一位で四捨五入いたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，料金の算定期間の，時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

(3)　夜間蓄熱式機器の計量等

イ　技術的，経済的にやむをえず別計量を希望される場合で，当該一般送配電事業者等が認めるときは，当該一般送配電事業者等は，別表１（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）⑴に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当該一般送配電事業者等は，夜間時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当該一般送配電事業者等は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

5　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0140

β＝0.3483

γ＝0.7227

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

(ｲ)　燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$燃料費調整単価 = （平均燃料価格－基準燃料価格）\times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ﾛ) 基準燃料価格は，27,100 円といたします。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整単価の適用

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.150 円（0.165 円）

(3) 燃料費調整単価の掲示

当社は，燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします

6 そ の 他

(1) この供給条件に基づき提供される電気供給サービスには，当社の別途定める「au でんきポイントで割引規約」および「au でんきに関するポイント特典付与条件」を適用しないものといたします。

(2) その他の事項については，au でんき約款の規定を準用するものといたします。この供給条件に定める内容と au でんき約款に定める内容とが抵触する場合，この供給条件に定める内容が優先して適用されるものといたします。

附　　則

この供給条件の適用期日

この供給条件は，2025 年 10 月 1 日から適用いたします。

別　　表

1　夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1)　夜間蓄熱式機器とは，次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ　主として夜間時間に通電する機能を有すること。

なお，「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

(ｲ)　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ﾛ)　本則 11（使用電力量の算定）⑵ｲまたはﾛの場合で，当該一般送配電事業者等が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ　イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2)　夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。なお，お客さまが無断で夜間蓄熱式機器等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，当社は，au でんき約款 35（解約等）(2)に準じて需給契約を解約することがあります。

(3)　当社は，(1)に定める夜間蓄熱式機器等の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2　電気式給湯設備等にかかわる取扱い

(1)　電気式給湯設備等とは，次のいずれかに該当する機器をいいます。

イ　夜間蓄熱式機器

ロ　夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器で，小型電気温水器等（台所や洗面など，浴室を含まない給湯需要の一部をまかなう機器）を除く

ハ　当社が，電気式給湯設備等に該当すると認めた機器

(2)　電気給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。なお，お客さまが無断で電気給湯設備等を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，当社は，au でんき約款 35（解約等）(2)に準じて需給契約を解約することがあります。

(3)　当社は，(1)に定める電気給湯設備等の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，電気給湯設備等の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3　休日等

この供給条件において，休日等とは，土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

4　ポイント還元

当社は本項に基づいて，電気供給サービスの料金（以下「本件電気料金」といいます。）に応じ，（2）の定めに従って算出した金額１円につき１ポイントの Ponta ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。Ponta ポイントは au Ponta ポイントプログラムに従って提供します。au Ponta ポイントプログラムは，「au Ponta ポイントプログラム利用規約」に従って提供され，お客さまは，電気供給サービスを申込みすると同時に，「au Ponta ポイントプログラム利用規約」に同意したものとみなされます。

(1)　契約種別およびポイント還元率

お客さまの契約切替前の契約種別または契約プランに応じて，下表のとおり契約種別およびポイント還元率（以下「還元率」といいます。）を適用します。

契約種別	ポイント還元率	契約切替前のご契約内容	
		小売電気事業者 名称	契約種別または契約プラン 名称
オール電化（関西） 電化１０	11.0%	関西電力株式会社	はぴｅタイム 電化割引有
オール電化（関西） 電化５	5.5%	関西電力株式会社	はぴｅタイムＲ 電化割引有
オール電化（関西）， 上記以外	なし		

(2)　ポイントの付与

当社は au でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金，消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて，本件対象額に還元率を乗じることにより得られた金額に基づき，本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお，当該算出にあたり，１円未満の端数が生じた場合は，その端数を切り上げます。

なお，本件付与ポイントの付与は請求月の月末までに行います。お客さまのご契約状況，ご利用状況によっては，請求月の翌月以降に付与される場合があります。

(3)　ポイントの付与先（指定される auID に付与する場合）

電気供給サービスと組み合わせて利用する，au サービス（au（LTE）通信サービス又は au（5G）通信サービスをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線，UQ mobile サービス（UQ mobile 通信サービス又は UQ mobile 通信サービスⅡをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線，povo1.0 通信サービスに係る契約者回線又は FTTH サービス（インターネットサービス，FTTH 電話サービス又は TV サービスをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線（以下併せて「対象契約者回線」といいます。）について，当社所定の方法により申込みおよび指定された１つの対象契約者回線の auID に，本件付与ポイントを付与します。

当社は，申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合，これを承諾するものとします。

イ　対象契約者回線について，現に au サービスの提供を受けていること，UQ mobile サービスの提供を受けていること，povo1.0 通信サービスの提供を受けていること又は FTTH サービスの提供を受けている

こともしくは FTTH サービスに係る契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。

ロ　その対象契約者回線の契約者が，法人でないこと。

ハ　その対象契約者回線の契約者の住所が，申込者の住所と同一であること。

ニ　その対象契約者回線の契約者が，申込者と同一であるか，申込者の家族（当社所定の基準を満たすものに限ります。）であること。

ホ　その対象契約者回線の契約者が，ポイント会員の資格を有すること，又はポイント会員の資格を有する見込みがあると当社において判断されること。

なお，本件付与ポイントの付与は，申込みの翌月以降に請求する本件電気料金について行います。また，本件付与ポイントの付与時点で，対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている auID が有効でない場合は，当社は，本件付与ポイントの付与の実施を要しないものとし，当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。ただし，対象契約者回線が UQ mobile 通信サービスに係る契約の場合，本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日時点で対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている auID が有効でない場合は，当社は，本件付与ポイントの付与の実施を要しないものとし，当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。

(4)　ポイントの付与先（電気供給サービス契約者の auID に付与する場合）

(3)が適用されていない場合は，電気供給サービス契約者の au ID に対して，本件付与ポイントを付与します。ただし，次の各号のいずれかに該当した場合，本件付与ポイントの付与は行いません。

イ　当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において，電気供給サービス契約者の au ID に(5)で定める指定サービスのいずれもが紐づけて管理されていない場合，次の各号のいずれかに該当した場合，本件付与ポイントの付与は行いません。

(ｲ)　判定日の時点において，電気供給サービス契約者が取得しまたは電気供給サービス契約者に付与された au ID が有効でないとき。

(ﾛ)　判定日の時点において，ID 利用規約に基づき，前号の au ID の符号が有効に電気供給サービス契約者が指定するメールアドレスまたは任意の文字列に変更されていないとき。

(ﾊ)　判定日の時点において，(3)の適用を受けているとき。

(ﾆ)　判定日の時点において，電気供給サービス契約者の au ID に(5)で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されているとき。

(ﾎ)　その他，当社または KDDI の業務遂行上支障があるときまたは当社または KDDI が不適当と判断したとき。

ロ　判定日の時点において，電気供給サービス契約者の au ID に(5)で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合，次の各号のいずれかに該当した場合，本件付与ポイントの付与は行いません。

(ｲ)　判定日の時点において，電気供給サービス契約者が取得しまたは電気供給サービス契約者に付与された au ID が有効でないとき。

(ﾛ)　判定日の時点において，(3)の適用を受けているとき。

(ハ) 本件付与ポイントの付与時点で，電気供給サービス契約者の au ID が有効でないとき。

(ニ) その他，当社または KDDI の業務遂行上支障があるときまたは当社または KDDI が不適当と判断したとき。

(5) 指定サービス

指定サービスは，次のとおりとします。

i. KDDI 等の au 約款に定める au（LTE）通信サービスもしくは au（5G）通信サービス
ii. KDDI 等の UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス，UQ mobile 通信サービスⅡ
iii. KDDI のビッグローブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）。 但し，次の各号に定めるサービスのいずれかが，KDDI 請求の適用を受けている場合に限ります。 イ BIGLOBE 株式会社（以下「BIGLOBE」といいます。）の BIGLOBE サービス「BIGLOBE モバイル」特約に定める BIGLOBE モバイル ロ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX」特約に定める BIGLOBE WiMAX ハ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX 2+」特約に定める BIGLOBE WiMAX 2+ ニ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「ビッグローブ光」特約に定めるビッグローブ光 ホ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 au ひかり」コース特約に定める「BIGLOBE 光 au ひかり」コース及び「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コース ヘ BIGLOBE の「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に定める BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ ト BIGLOBE の「BIGLOBE 光 with フレッツ」特約に定める BIGLOBE 光 with フレッツまたは「ひかり」コース チ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「ひかり」コース with ドコモ光 特約に定める「ひかり」コース with ドコモ光 リ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「コミュファ光・Neo」及び「コミュファ光」コース特約に定める「コミュファ光・Neo」コースまたは「コミュファ光」コース ヌ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE eo 光」コース特約に定める「BIGLOBE eo 光」コース
iv. KDDI 等の povo 約款に定める povo1.0 通信サービス，povo2.0 通信サービス